

水道料金・下水道使用料等の改定について

令和9年（2027年）4月1日から新料金へ改定します。

～未来につなげる湯梨浜の上下水道～

「安全で快適な上下水道サービスを、持続的・安定的に提供する」ために

水道料金及び下水道使用料等について、令和8年9月湯梨浜町議会定例会において各条例の一部改正が可決され、令和9年4月使用分（令和9年5月請求分）から料金及び使用料を改定することとなりました。改定時期については、令和9年4月施行としました。

湯梨浜町の水道料金及び下水道使用料等は、令和3年4月1日に料金改定を実施しましたが、それ以来6年ぶりの改定となります。

上下水道は、生活に欠かすことのできないライフラインであります。今後人口減等に伴い、水道料金及び下水道使用料等の収入の減少や、経年劣化による老朽化した施設・管路等の更新・耐震化工事を実施するための財源として、安定的な料金収入を確保し、適正な料金水準への改定が必要であると令和8年4月に湯梨浜町上下水道料金検討委員会より意見書が提出されました。この意見書を基本に、町で検討を重ね次の表の料金及び使用料としました。

今後とも、上・下水道事業については、経費節減や効率的・効果的な事業運営に努めてまいりますので、みなさまのご理解ご協力をお願いします。

◇水道料金等

（消費税10%含む）

基本料金(1ヶ月)		改定前(令和9年3月使用分まで)			改定後(令和9年4月使用分から)			
口 径	基本水量	基本料金	超過料金		基本料金	差額	超過料金	差額
13 mm	8 m ³ まで	880 円	1 m ³ あたり 132 円	⇒	946 円	66 円	1 m ³ あたり 143 円	11 円
20 mm	20 m ³ まで	2,310 円		⇒	2,486 円	176 円		
25 mm	30 m ³ まで	3,465 円		⇒	3,740 円	275 円		
40 mm	50 m ³ まで	5,775 円		⇒	6,237 円	462 円		
50 mm	75 m ³ まで	8,668 円		⇒	9,361 円	693 円		
75 mm	150 m ³ まで	17,325 円		⇒	18,711 円	1,386 円		

◇公共下水道使用料等

（消費税10%含む）

基本使用料(1ヶ月)		改定前(令和9年3月使用分まで)		⇒	改定後(令和9年4月使用分から)				
種 別	排 除 汚水量	基 本 使用料	超 過 使用料		基 本 使用料	差 額	超 過 使用料	差 額	
一 般 排 水	10 m ³ ま で	1,675 円	1 m ³ あたり 187 円		⇒	1,925 円	250 円	1 m ³ あたり 214 円(※)	27 円 (※)
温 泉 排 水	10 m ³ ま で	1,675 円	1 m ³ あたり 187 円		⇒	1,925 円	250 円	1 m ³ あたり 214 円(※)	27 円 (※)

※1 円未満は切り捨て表記しています。

【適用時期】

令和9年4月1日以後に使用された水量（4月使用分）に対し、5月に行う検針分（5月請求分）から適用します。

4月に行う検針分は、3月使用分（4月請求分）として改定前の料金で請求します。

水道料金・下水道使用料等の改定の背景

あたり前の環境をあたり前にしていくために・・・

【上水道】今の料金のままでいくと、4年後の令和12年度には赤字に！（令和8年9月末現在）

人口減少や節水意識の向上により給水収益は減少傾向と予測され、今後、老朽管路の増加や水道施設の老朽化が進むなかで、物価高騰により増大する維持・更新・耐震化に必要な事業費を確保していくことが必要になります。

数値目標として、料金回収率100%以上（R7年度実績 98.1%、R13年度予想 92.5%）

※料金回収率…水道を提供するために必要な経費を水道料金でどれだけ賄えているかという数値。

【下水道】現在、下水道使用料収入だけでまかなえていません！

汚水処理に関する経費（一般会計負担分除く）については、下水道使用料で賄うべきであると考えられていますが、使用料収入で賄えていないことから、不足する部分を一般会計からの繰入金によって補てんされています。安定して下水道サービスを継続していくためにも、この繰入金部分である一般会計繰出金を縮減することが必要です。

数値目標として、経費回収率 50%以上（R7年度実績 45.9%）

※経費回収率…汚水を処理するために必要な経費を下水道使用料でどれだけ賄えているかという数値。

○改定による影響額（参考）

（消費税 10%含む）

口 径		13 mm			25 mm	50 mm	75 mm
水 量		10 m ³ /月	20 m ³ /月	40 m ³ /月	70 m ³ /月	300 m ³ /月	1000 m ³ /月
（改定前）	水道料金	1,144 円	2,464 円	5,104 円	8,745 円	38,368 円	129,525 円
	下水道使用料	1,675 円	3,545 円	7,285 円	12,895 円	55,905 円	186,805 円
	合 計	2,819 円	6,009 円	12,389 円	21,640 円	94,273 円	316,330 円
		↓					
（改定後）	水道料金	1,232 円	2,662 円	5,522 円	9,460 円	41,536 円	140,261 円
	下水道使用料	1,925 円	4,070 円	8,360 円	14,795 円	64,130 円	214,280 円
	合 計	3,157 円	6,732 円	13,882 円	24,255 円	105,666 円	354,541 円
	（差 額）	(+338 円)	(+723 円)	(+1,493 円)	(+2,615 円)	(+11,393 円)	(+38,211 円)

安全・安心な上下水道サービスを将来にわたり、安定的に供給していくため、使用者のみなさまにはご負担をおかけしますがご理解とご協力をお願いします。